

## 入札参加資格審査（事後審査）における 落札候補者の営業所の現地調査実施要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事において、営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「法」という。）第3条の規定に基づく営業所をいう。以下同じ。）の実態がない不良・不適格業者（いわゆるペーパーカンパニー）の排除を図り、入札及び契約の適正化の推進に資することを目的に、大阪広域水道企業団建設工事条件付一般競争入札 共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）に記載の営業所の現地調査（以下「現地調査」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （現地調査の対象）

第2条 現地調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）は、共通入札説明書に規定する次に掲げる者とする。

- (1) 平成17年度以降に大阪府から指名競争入札の入札参加者として指名された実績がない者
- (2) 平成17年度以降に大阪府と契約締結した実績がない者
- (3) 平成23年度以降に企業団と契約締結した実績がない者
- (4) 企業団市町村域水道センター発注案件の場合、上水道部局契約分に限らず、市町村一般部局分とも指名競争入札で指名された実績又は建設工事の契約締結の実績がない者
- (5) その他企業団において確認が必要と認める者

### （現地調査に代える確認）

第3条 前条第1号から第4号に掲げる者が、次号に該当する場合は、現地調査を行わないことができる。

- (1) 国、地方公共団体、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に基づき政令で定める法人等を相手方とする契約における完成実績が、以下の方法により確認できる者
  - ア 一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する公共工事実績情報（コリンズ）により確認できる場合。ただし、公告の日から過去10年以内の実績に限る。
  - イ 当該入札の入札参加資格として求める実績により確認できる場合

### （現地調査の時期）

第4条 現地調査は、事後審査期間中、落札候補者が第2条に掲げる者と断定された場合、速やかに実施する。

(現地調査の実施方法)

第5条 現地調査は、事前に調査対象者に連絡のうえ、発注事務所の複数の職員（以下「調査員」という。）が建物内部に立入り調査を行うことにより実施するものとする。

2 現地調査は、以下の手続により行う。

- (1) 現地調査に際しては、必ず調査対象者の立会いを求め、立会者の役職、氏名を確認する。
- (2) 立会者の了解を得たうえで、営業所として使用されている建築物の外観状況や看板及び営業所内部等を写真撮影する。
- (3) 現地調査において、不備又は不明な点があった場合は、調査対象者に説明を求める。

(現地調査の内容)

第6条 調査員は、次の項目について現地調査を行う。

- (1) 法第40条に基づく標識の掲示の有無
- (2) 法第40条の3に基づく営業に関する帳簿の備付けの有無
- (3) 電話・机等仕器備品の有無及び作動状況

(調査員の報告等)

第7条 調査員は、現地調査が終了したときは、別紙「現地確認事項（事後審査）」に内部写真その他必要な資料を添えて、企業団競争入札審査会設置要綱第7条に定める発注事務所の審査会（以下「所属審査会」という。）に報告する。

2 所属審査会は、前項の報告があった場合、営業所の実態の有無について審査する。

(入札書の無効)

第8条 所属審査会での審査において、以下に掲げる事項に該当すると認められた場合は、営業所の実態が無いものとみなし、当該調査対象者の入札書を無効とする。

- (1) 第6条第1項各号に定める項目のいずれかが確認できなかった場合
- (2) 調査対象者が現地調査に応じない場合、又は現地調査において調査員を妨害した場合

2 前項第2号に該当し入札書を無効としたときは、大阪広域水道企業団競争入札審査会入札参加停止部会の議を経て、当該調査対象者に対して大阪広域水道企業団入札参加停止要綱別表の二(1)又は(2)による入札参加停止措置を行うものとする。

附 則

この要領は令和5年10月24日から施行する。

## 現地確認事項（事後審査）

確認事項	確認
外観確認（写真添付）	
内観確認（写真添付）	
標識掲示（写真添付）	
帳簿有無確認	
電話・机等の備品（写真添付）	

## 帳簿確認内容（参考）

営業所の代表者の氏名・生年月日	
施工体制台帳（元請工事に限る。）	
請負契約関連	建設工事の名称、工事現場の所在地
	注文者との契約日
	注文者の商号、住所、許可番号
	注文者による完成検査が完了した年月日
	目的物を引渡した年月日
下請契約関連	建設工事の名称、工事現場の所在地
	下請負人との契約日
	下請負人の商号、住所、許可番号
	下請工事の完成確認するための検査年月日
	目的物の引渡しを受けた年月日